石協第30の160号

平成30年11月19日

各 位

火薬類取扱所に関するアンケートについて

技術委員会

委員長　大庭裕士

拝啓　貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鉱山・火薬類監理官付では、平成27年より火薬類取締法の見直し作業を進めており、火薬庫における盗難防止設備基準がさらに緩和される見込みとなっております。一方、鉱山保安法におきましては、火薬類取扱所の技術基準は古くから見直しをされておらず、時代に合わなくなりつつあります。

このたび、技術委員会といたしまして、現場の状況をとりまとめ、鉱山保安法も見直しが必要であるかどうかを検討するために、火薬類取扱所に関するアンケート調査を実施することといたしました。お忙しいところ恐縮ですが、下記によりご協力いただけますよう、よろしくお願い致します。

敬具

記

1. 調査内容
2. 火薬類取扱所の有無
3. 警鳴装置（火薬類取扱所）の有無、および警鳴装置作動後の管理者への連絡方法
4. 火薬類取扱所が必要な理由
5. その他、特記事項

（火薬庫との関係、廃止の見込み、その他要望事項等）

1. 提出方法

ホームページより様式１をダウンロードし、必要事項を明記の上メールにてご回答ください。

提出先は、石灰石鉱業協会技術部　髙木までお願いします。

E-mail：[takagi@limestone.gr.jp](mailto:tachikawa@limestone.gr.jp)

Tel.：070-5454-9873

1. 締切り

平成30年12月20日（木）

以　上

【様式－１】

火薬類取扱所に関するアンケート

|  |  |
| --- | --- |
| 会員名 |  |
| 鉱山名  （部署名） |  |
| 連絡先 | 電話番号：  E-mail： |
| 担当者氏名 |  |
| １．火薬類取扱所の有無 | 有　、　無　（どちらかを〇で囲む。無の場合、以下は不要です。） |
| ２．警鳴装置の有無、および警鳴装置作動後の管理者への連絡方法 | 警鳴装置　：　有　、　無（どちらかを〇で囲む。）  　連絡方法　： |
| ３．火薬類取扱所が必要な理由 |  |
| ４．その他  （特記事項） |  |

提出先：石灰石鉱業協会 技術部 髙木宛

E-mail：[takagi@limestone.gr.jp](mailto:takagi@limestone.gr.jp)

Tel.：070-5454-9873

アンケートの解説

　ある程度操業形態が常態化している鉱山では、火薬類取扱所を廃止しているようであるが、坑道掘進など坑内発破を小刻みに行うような場合や、火薬庫を廃止した鉱山等は、火薬類取扱所の使用を継続している。

火薬類取締法では、火薬類取扱所に存置できる数量は、1日の消費見込量以下であるが、鉱山保安法では、2作業日の使用見込み量以上としないこととされている。そのためか、見張人を常時配置する場合を除き、火薬類取扱所にも適切な警鳴装置の設置が求められている。

　警鳴装置の本体は、鉱業事務所等常時人のいる箇所に設置されていることとされており、火薬庫もそれと同様であるが、補助的に携帯電話等へ連絡することが認められている。しかし、これを明文化したものはない。

そこで、これら不明確な慣例等をなくし、時代に合った管理ができるよう、今回の火薬類取締法見直しにおいて、JISを引用する方法を取り入れることになり、今年3月にJIS K 4832:2003「火薬類の盗難防止設備の要求事項」を改訂した。今後、法的に引用される見込みとなっている。

　一方、鉱山保安法でも、火薬類取扱所において補助的に携帯電話等へ連絡できることは明文化されておらず、ヒヤリングにおいて認めて欲しいとの要望があった。

鉱山・火薬類監理官付としては、火薬類取扱所は廃止する傾向にあるという認識が強いため、アンケートにより実態を調査し、火薬類取扱所の必要性を明確にし、火薬類取締法改正に合わせ、鉱山保安法も見直しが必要であるかどうか検討することになった。